経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱

制 定 平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知 一部改正 平成27年9月30日付け27経営第1527号農林水産事務次官依命通知

(通則)

- 第1 農林水産大臣は、経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金(以下「経営所得安定対策等」といいます。)を実施するため、経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」といいます。)に基づいて行う事業(以下「推進事業」といいます。)に要する経費に対し、予算の範囲内で実施要綱第2の1の(1)に定める事業実施主体(以下「補助事業者」といいます。)に補助金を交付します。その交付に関しては、以下に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとします。
 - (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179 号。以下「適正化法」といいます。)
 - (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第 255号。以下「適正化法施行令」といいます。)
 - (3) 農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」といいます。)
 - (4) 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第899号)
 - (5) 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第900号)
 - (6) 予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件(平成18年6月20日農林水産省告示第881号)

(目的)

第2 経営所得安定対策等の実施に必要となる推進活動等のうち、都道府県段階及び 地域段階の事業実施主体が行う現場における推進活動や要件確認等に必要となる 経費を助成することを目的とします。

(交付の対象及び補助率)

第3 交付の対象経費の区分及びこれに対する補助率は次のとおりです。

区分	経費	補助率
経営所得安 定対策等推 進事業(直 接支払推進 事業費補助 金)	1 都道府県段階推進事務費 実施要綱第2の1に掲げる補助事業者及び都道府県段階 の間接補助事業者が行う推進事務に係る経費 2 地域段階推進事務費 実施要綱第2の2に掲げる地域段階の間接補助事業者が 行う推進事務に係る経費に対し、補助事業者が交付する経 費	定額

(申請手続)

- 第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び交付規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、補助事業者は、正副2部を当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長(北海道に事務所を置く補助事業者にあっては北海道農政事務所長、沖縄県に事務所を置く補助事業者にあっては内閣府沖縄総合事務局長です。以下「地方農政局長等」といいます。)に提出してください。
 - 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、第3の推進事業に要する 経費に対する当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(推進事業に要する 経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63 年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金 額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率 を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいいます。以下同じで す。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなけ ればなりません。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税 相当額が明らかでない場合については、この限りではありません。
 - 3 交付規則第2条の規定による第1項の申請書の提出時期は、地方農政局長等が 別に定める日までとします。

(補助金の交付決定及び通知)

第5 地方農政局長等は、第4第1項の規定による補助金交付申請書の提出があった ときは、当該申請書の内容が当該推進事業の目的及び内容に照らし合わせて適正 であるか等について審査の上、適正であると認めたときは、補助金の交付決定を 行い、速やかに別記様式第2号による補助金交付決定通知書を補助事業者に通知 します。 (申請の取り下げ)

第6 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければなりません。

(契約等)

- 第7 補助事業者は、推進事業の一部を他の者に委託する場合は、本要綱の各項を内容とする実施に関する契約を締結し、地方農政局長等に届けなければなりません。
 - 2 補助事業者は、推進事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、推進事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。

(交付決定内容の変更、中止又は廃止の承認)

- 第8 補助事業者は、交付規則第3条第1号の規定により地方農政局長等の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記様式第3号の変更(中止又は廃止)承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出し、承認を受けなければなりません。
 - 2 交付規則第3条第1号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、第3の 1又は2の経費及び経費間の30%を超える増減並びに事業実施主体の変更以外 の変更です。
 - 3 地方農政局長等は、第1項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがあります。
 - 4 地方農政局長等は、第1項の変更(中止又は廃止)承認申請書の提出があり、その内容について適正であると認めたときは、その旨を補助事業者に通知します。

(概算払の請求)

第9 補助事業者は、第5による交付決定通知をもとに補助金の概算払いを請求する ときは、別記様式第4号により概算払請求書を作成し、地方農政局長等に提出し てください。

(事業遅延の届出)

第10 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5号により事業遅延届を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければなりません。

(状況報告)

第11 補助事業者は、適正化法第12条の規定に基づく遂行状況報告について、補助金の交付の決定があった年度の9月30日現在において、別記様式第6号により遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の10月31日までに地方農政局長等に提出しなければなりません。

ただし、別記様式第4号による概算払請求書をもってこれに代えることができます。

2 地方農政局長等は、前項に定める時期のほか、推進事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めることができることとします。

(実績報告)

- 第12 交付規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第7号のとおりとし、補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日(補助事業者が地方公共団体であって、補助金の全額が概算払により交付された場合においては、補助金の交付決定のあった年度の翌年度の6月10日)までに正副2部を地方農政局長等に提出してください。
 - 2 第4第2項のただし書の規定により、当該補助金に関する仕入れに係る消費税 等相当額を減額しないで交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提 出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合 には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
 - 3 第4第2項のただし書の適用を受けた補助事業者は、第1項の実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により第3の推進事業に要する経費に対する当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額(実績報告書において、前項の規定により減額した場合には、当該金額が減じた額を上回る部分の金額とします。)について別記様式第8号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければなりません。

(補助金の額の確定等)

- 第13 地方農政局長等は、第12第1項の実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の書類の審査をするほか、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る推進事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、実績報告書を受理した日から20日以内に別記様式第9号により補助事業者に通知します。
 - 2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命じます。

3 2の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(地方公共団体が 当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、か つ、この期限により難い場合は90日)以内の日とし、期限内に納付がない場合 は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の 割合で計算した延滞金を徴するものとします。

(交付決定の取消し等)

- 第14 地方農政局長等は、第8の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び 次に掲げる場合には、第5の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変 更することができます。
 - (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長 等の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を当該補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部の交付を継続 する必要がなくなった場合
 - 2 地方農政局長等は、前項の規定による取り消しをした場合において、既に当該 取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該 補助金の全部又は一部の返還を命じます。
 - 3 地方農政局長等は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命じます。
 - 4 第2項の補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13第3項の規 定を準用します。

(財産管理等)

- 第15 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(補助事業を他の団体に実施させた場合における財産を含みます。)については、補助事業の完了後においても、交付規則に規定する処分の制限を設ける期間においては、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助事業の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければなりません。
 - 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、 その収入の全部又は一部を国に納付させることがあります。

(財産処分の制限)

第16 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産 は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具です。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、交付規則第5条により定める処分制限期間(以下単に「処分制限期間」という。)とします。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分 しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければなりませ ん。
- 4 第15第2項の規定は、前項の承認をする場合に準用します。

(帳簿等の保管)

- 第17 補助事業者は、交付規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物を、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備・保管しなければなりません。
 - 2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、処分制限期間を経過しないものがある場合にあっては、別記様式第10号の財産管理台帳、その他 関係書類を整備・保管しなければなりません。

附 則(平成27年4月9日付け26経営第3570号)

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行します。
- 2 この通知の施行に伴い、水田・畑作経営所得安定対策推進費補助金交付要綱(平成19年3月27日付け18経営第7712号農林水産事務次官依命通知)及び直接支払推進事業費補助金交付要綱(平成23年4月1日付け22経営第7136号農林水産事務次官依命通知)は廃止します。

ただし、廃止前のこれらの要綱により平成26年度までに実施した事業等については、なお従前の例によるものとします。

附 則(平成27年9月30日付け27経営第1527号)

- 1 この通知は、平成27年10月1日から施行します。
- 2 この通知の施行前に、この通知による改正前の経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱の規定により官署支出官である北陸農政局、東海農政局又は近畿 農政局の総務部長に対してした請求は、この通知による改正後の経営所得安定対 策等推進事業費補助金交付要綱の規定により官署支出官である北陸農政局、東海 農政局又は近畿農政局の総務管理官に対してした請求とみなします。

交付申請書 (平成〇〇年度経営所得安定対策等推進事業費補助金)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿 北海道農政事務所長 殿 沖縄総合事務局長 殿

○○都道府県知事印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱(平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知)第4第1項の規定により、平成〇〇年度経営所得安定対策等推進事業費補助金の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 交付申請金額(又は実績報告額) 金 ○○○円
- 3 事業の内容及び経費の内訳
- (1) 都道府県推進活動計画(又は実績)

区 分	内 容	備	考
1. (主な取組)	(実施時期、実施回数及び実 施内容 等)		
2.			

注:都道府県推進活動計画(又は実績)欄の記載は、実施要綱第4の1の(2)に定める別記様式第1号の2(又は実施要綱第8の1に定める様式第5号の2)写しにより代えることができます。

(2) 経費の内訳

区 分	推進事業に要する。	負担	負担区分							
	る経費(又は要した経費)	補助金	その他	備考						
経営所得安定対策等 推進事業費補助金	円	円	田							
1 都道府県段階推 進事務費										
2 地域段階推進事 務費										
合 計										

4 収支予算(又は精算) (1)収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度		比較	備	考	
	精算額)	予算額)	増	減		
経営所得安定対策等推 進事業費補助金	円	円	円	円		
1 都道府県段階推進 事務費 (1)国庫補助金 (2)その他						
2 地域段階推進事務費(1)国庫補助金(2)その他						
合 計						

(2) 支出の部

	区 分		本年度予算額	前年度予算額 (又は本年度	比較	備	考	
			精算額)	予算額)	増	減		
	的得安定 工業費補助。		円	円	円	円		
1	都道府県 事務費	段階推進						
2	地域段階 費	推進事務						
	合	計						

5 添付書類

- ① 都道府県推進活動計画(又は都道府県推進活動実施状況報告書) ② 補助金の交付に関する規定又は要綱

交付決定通知書 (平成〇〇年度経営所得安定対策等推進事業費補助金)

番 号 年 月 日

都道府県知事 殿

○○農政局長 印 北海道農政事務所長 印 沖縄総合事務局長 印

経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱(平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」といいます。)第4の1に基づき、都道府県知事から提出のあった補助金交付申請書については、下記のとおり交付することに決定したので、交付要綱第5の規定に基づき通知します。

- 1 補助金の交付決定額は、金 ○○○円です。
- 2 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成○○年○○月○○日付け ○○第○○号で申請のあった平成○○年度経営所得安定対策等推進事業費補助金交 付申請書(以下「申請書」といいます。)記載のとおりです。
- 3 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとの経費に対する交付決定額です。
- 4 補助金の額並びに補助金対象経費及びその区分ごとの配分額は、申請書に添付された経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」といいます。)様式第1号の都道府県推進活動計画のとおりとします。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)、交付要綱、実施要綱に従わなければなりません。
- 6 補助事業者は、概算払により間接補助事業にかかる補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額に相当する額を遅滞なく間接補助事業者

に交付しなければなりません。

- 7 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するよう努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければなりません。
- 8 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、この補助 金に係る実施要綱及び交付要綱に従い、交付の申請その他の手続を行う際は、補助 事業者の承認等を受けることを条件としなければなりません。

また、補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければなりません。

- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。
- (2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る 一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加し ようとする者に対し、別紙様式による指名停止等に関する申立書の提出を求 め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなり ません。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

所 在 地 商号又は名称 代 表 者

印

当社は、貴殿発注の○○契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から○○契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、 異議は一切申し立てません。

- (注1)○○には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- (注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター(平成27年9月30日までの機関名は農林水産技術会議事務局筑波事務所という。)をいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3)「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号

経費の配分及び事業内容の変更(中止又は廃止)承認申請書 (平成○○年度経営所得安定対策等推進事業費補助金)

番号年月

○○農政局長 殿 北海道農政事務所長 殿 沖縄総合事務局長 殿

○○都道府県知事印

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知があった事業について下記のとおり変更(中止又は廃止)したいので、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱(平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知)第8第1項の規定に基づき申請します。

記

(注) 記の記載要領は、別紙様式第1号の記の様式に準ずるものとします。この場合において、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるよう変更に係る部分についてのみ二段書きにし、変更前(中止又は廃止前)を上段に括弧書きしてください。また、事業の目的を変更の理由(中止又は廃止の理由)に変えてください。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したものから変更があったもの に限り添付してください。

概算払請求書 (平成○○年度経営所得安定対策等推進事業費補助金)

番 号 年 月 日

○○農政局長(官署支出官 ○○農政局総務部長。北陸農政局、東海農政局及び近畿農政局にあっては、官署支出官 ○○農政局総務管理官) 殿 北海道農政事務所長(官署支出官 北海道農政事務所総務管理官) 殿 沖縄総合事務局長(官署支出官 沖縄総合事務局総務部長) 殿

○○都道府県知事 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱(平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知)第9の規定に基づき概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求します。

記

	交付		:領額 B)	今回	残 (A) - (備	考		
区分	決定額 (A)	金額	出来高	金額	○月○日 まで予定 出来高	金額	○月○日 まで予定 出来高		
	円	円	%	円	%	円	%		
計									

(注) 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の3の(2)の表の「区分」の欄に 記載された事項について記載してください。

第11第1項ただし書の規定に基づき、事業遂行状況報告書に代える場合は、「備考」欄に「遂行状況報告(第〇・四半期末の進捗度)」について記載すること。

事業遅延届 (平成〇〇年度経営所得安定対策等推進事業費補助金)

番号年月

○○農政局長 殿 北海道農政事務所長 殿 沖縄総合事務局長 殿

○○都道府県知事 印

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知があった事業の遅延について、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱(平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知)第10の規定に基づき下記のとおり報告します。

- 1. 事業担当者名 [代表] (所属部局・職名)
- 2. 補助事業の内容及び進捗状況
- 3. 遅延理由
- 4. 遅延に対して講じた措置
- 5. その他

別記様式第6号

遂行状況報告書 (平成〇〇年度経営所得安定対策等推進事業費補助金)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿 北海道農政事務所長 殿 沖縄総合事務局長 殿

○○都道府県知事 印

平成〇年〇月〇日付け第〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱(平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知)第11第1項の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区分	総事業費		遂行状況 9月30日)	○○年10月 に実施する	備考	
		事業費	進捗状況	事業費	完了予定日	
	円	円	%	円		
計	円	円	%	円		

(注) 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の3の(2)の表の「区分」の欄に 記載された事項について記載してください。

実績報告書

(平成○○年度経営所得安定対策等推進事業費補助金)

番 号 年 月 日

○○農政局長 殿 北海道農政事務所長 殿 沖縄総合事務局長 殿

○○都道府県知事 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱(平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知)第12第1項の規定により、その実績を報告します。

(なお、併せて精算額として経営所得安定対策等推進事業費補助金○○○円の交付を請求します。)

- (注) 1 記の記載様式は、別紙様式第1号に準ずるものとします。 なお、軽微な変更があった場合においては、交付決定を受けた事業計画書 のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
 - 2 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、間接補助事業者ごとに間接補助金の交付を完了した年月日を記載した書類を添付すること。
 - 3 添付書類については、2において規定する書類のほか、補助金交付申請書 又は変更交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付してく ださい。
 - 4 実績報告と併せて精算払を請求する場合は括弧書きを追加して下さい。

消費税相当額報告書 (平成〇〇年度経営所得安定対策等推進事業費補助金)

番号年月

○○農政局長 殿 北海道農政事務所長 殿 沖縄総合事務局長 殿

○○都道府県知事 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱(平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知)第12第3項の規定により、下記のとおり報告します。

1	適正化法第15条の補助金の額の確定額	金	円
	(平成○○年○○月○○日付け○○第○○号による額の	確定通知額)	
2	補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る	消費税等相当額	
		金	円
4	補助金返還相当額(3-2)	金	円

別記様式第9号

補助金の額の確定について (平成○○年度経営所得安定対策等推進事業費補助金)

番号年月

都道府県知事 殿

○○農政局長 印 北海道農政事務所長 印 沖縄総合事務局長 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出のあった経営所得安定対策等推進事業費補助金実績報告書を審査した結果、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により交付決定した補助金額〇〇〇円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定により、金〇〇〇円に確定したので通知します。

	
事業実施主体	
甘木大 川、T 14	

						取	得			処 分 (50万円	制 限 期 間以上の場合)	処	分の	状	況					
番号	名 称	規格・機種	数量	単位	単 価(単位:円)	取得金額(単位:円)	年	月	B	耐用年数	処 分 制 限 年 月 日	価格	処分の内容	年	月日	保	管:	場所	備	考
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				

- 1 1件の取得価格が50万円以上(消費税込み)の備品等の財産を取得した場合、処分制限期間の欄も記入するものとする。
 - 2 処分制限期間には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とし、 その期間は、取得の日から起算する。
 - 3 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 - 4 処分の内容欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。
 - 5 備考欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。
 - 6 この様式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって財産管理台帳に代えることができる。